

第 1 編 総論

□ 序章 策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

平成18年3月27日に小川町、美野里町及び玉里村が合併し、新たに「小美玉市」が誕生しました。その後、平成20年3月に「人が輝く 水と緑の交流都市」を将来像とした「小美玉市総合計画」（基本構想／平成20年度～平成29年度、前期基本計画／平成20年度～平成24年度）を策定し、計画的な行財政運営に取り組んできたところです。

合併後、約5年が経過する中、世界的な経済情勢の大きなうねりを受け、我が国を取り巻く状況は厳しさを増しています。一方、人口減少、少子高齢化社会を迎える中での市民の価値観やニーズの多様化など、社会情勢の変化と相まって、新たな行政需要への対応が求められています。さらに、政権交代による我が国の政策課題への対応に対し、大きな方針転換が進むなか、東日本大震災による今後の復興対策や世界的な金融不安への対応など、さまざまな要素が重なり、将来見通しを立てにくい社会情勢下にあります。

このようなことを背景として、本市がおかれている新たな状況と市民意識を十分に認識し、計画的かつ効率的な行財政運営を図ることを目的に、小美玉市自治基本条例 第13条第1項により策定が義務付けられた計画として、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする「小美玉市総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2 総合計画の役割

本計画は、将来像を実現するための行政や住民活動の基本的な方向を総合的・体系的に示すものです。そのため、本計画の役割として、以下を掲げます。

- 総合計画は、市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画です。

本計画は、まちづくりの理念を明確に打ち出し、市民及び社会に対して積極的に情報発信するものです。現実的に市を動かしていくための、中・長期の市政の基本方針を示すもので、重要施策の決定及び予算編成の指針となります。そして、市の個別の計画は、この総合計画を上位計画として策定されます。

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのための計画です。

本計画は、市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民等の参画を得て、行政との協働によるまちづくりを進めていく、総合的な指針として役割を持つ計画です。

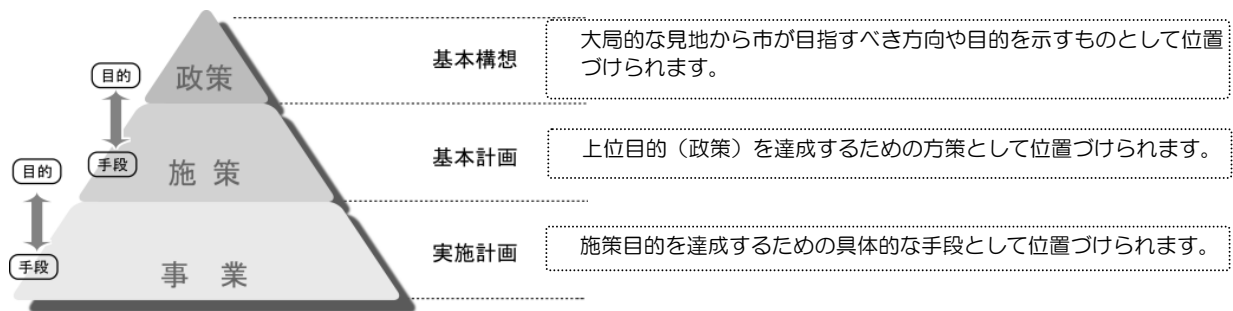
- 実現性と実効性を担保するツールとなる計画です。

本計画は、計画が財政に裏付けられたものであることや、適切に実行されているかを管理していく仕組みづくりとともに、実現性と実効性を担保するツールとしての役割を持つ計画です。

3 計画の構成と期間

小美玉市の総合計画は、大きく「政策」「施策」「事業」の3層により構成され、各政策には、「政策」を実現するための「施策」が位置づけられ、「施策」には、施策を実現するための「事業」が位置づけられるよう、計画が構成されています。

「政策」「施策」「事業」はそれぞれが目的と手段の関係となっており、「政策」は「基本構想」、「施策」は「基本計画」、「事業」は「実施計画」に相当する形で、構成されています。



○基本構想《平成 20 年～29 年 10 カ年》

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

○基本計画《前期：平成 20 年～24 年，後期：25 年～29 年 前後期各 5 カ年》

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に基づき施策の基本的な考え方、具体的な施策・事業を明らかにするものです。

○実施計画《3 カ年ローリング方式》

基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成、組織機構、人事計画などの市の方針とするものです。

■総合計画の策定期間

H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
				基本構想					
←.....→			→					
				前期基本計画		後期基本計画			
←.....→			→		←.....→			
					実施計画				
					←.....→		←.....→		

